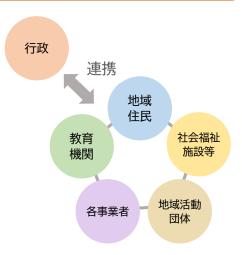
## 男女共同参画を推進するために

男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するためには、 基盤となる推進体制をより一層整備・強化し、社会のあらゆる分 野において、積極的な男女共同参画への取組を進める必要があり ます。

また、男女共同参画社会の実現に向けては、行政だけではなく 太子町に暮らすすべての住民をはじめ、事業者、関係団体、地域 等が一体となって推進していくための仕組みをつくり、職場や地 域等においてそれぞれの立場で自主的に男女共同参画の取組を 図る必要があります。



\ どこに稲談すればいいのか、わからない蒔は… ╱

かくしゅそうだんまどぐち

## 各種相談窓口のご案内

### 大子町役場内の相談窓口

じゅうみんじんけんか だんじょきょうどうさんかく じんけんけいはつ じんけんそうだん はいぐうしゃぼうりょく かん じんけん かん 住 民人権課・・・・男女共 同参画、人権啓発、人権相談、配偶者暴力、それらに関することや人権に関する 事象で、国や大阪府との連携に関すること など

がんこっさんきょうか こょっ かん ひんこうさんきょうかん ひんこうさんきょうか こく マンド 観光産業課・・・・雇用に関すること など

こそだ。 しぇんか 子育て支援課・・・家事、育児、ひとり親家庭の支援に関すること など 高齢介護課・・・・介護、高齢者の自立生活の支援に関すること など 福祉課・・・・・・ 障がいのある人への支援に関すること など

けんこうぞうしんか にんしん しゅっさん いくじ けんこう マンスル 健康増進課・・・・妊娠・出産・育児、健康づくり、喫煙・ドラッグ・アルコール依存症に関すること など

教育総務課・・・・学校教育に関すること など

生涯学習課・・・・公民館などにおける生涯学習の支援に関すること など

## 大阪府女性相談センター

じゅうしょ おおさかしちゅうおうくおおてまえ ちょうめ 住 所:大阪市中央区大手前1丁目3-49 ドーンセンター3階 相談日時:月~日曜日 9時から20時(祝日・年末年始は休み)

電話番号:06-6949-6022、06-6946-7890 FAX:06-6940-0075

### 大阪府富田林子ども家庭センター

じゅうしょ とんだばやししことがきちょう ちょうめ ばん ごう おおさかふみなみかわちふみん ない 住所:富田林市寿 町 2丁目6番1号(大阪府南河内府民センタービル内) 相談日時:月~日曜日 9時から17時45分(祝日・年末年始は休み)

電話番号:0721-25-1131(代表) FAX: 0721-25-1173

## 外国人のための人権相談所…全国の法務局

太子町の管轄法務局:大阪法務局富田林支局

所在地:富田林市甲田 1 丁首 7番 2号 電話番号:0721-23-2432



第2次太子町男女共同参画推進計画(概要版) 令和2年3月 発行 太子町 〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

# 第2次太子町

## 男女共同参画推進計画

## 概要版

だれもが互いに尊重し合い 参画する和のまち"たいし"



## 男女共同参画社会とは?

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

令和2年3月 大阪府太子町

## 1 計画について

#### ■ 計画の位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「太子町男女共同参画推進条例」に基づき策定し、「第5次太子町総合計画」を上位計画とする、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画です。

また、この計画の一部は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な計画(市町村 基本計画)」、「女性の職業生活における活躍についての計画(市町村推進計画)」として位置づけます。

#### 計画の期間

令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10カ年とします。また、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

#### ■ 基本理念

## だれもが互いに尊重し合い参画する和のまち"たいし"

住民のだれもが性別にかかわらず互いに尊重し合うように、性の区分にとらわれない学習や個性を 尊重した教育、仕事と生活の調和の実現に向けた取組、安心して暮らすことのできる環境の整備、あ らゆる暴力・ハラスメントを根絶するまちづくりに参画する太子町をめざします。

また、本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち"たいし"をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。

## 2 計画の主な内容

本計画では、基本理念の実現に向けて5つの基本目標を設定しています。

#### 基本目標1. 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等観を形成していくことが必要不可欠となります。そのためには、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、対等な関係を築いていくための意識をもつことが重要です。

男女共同参画の実現に向けて、男女平等についての啓発活動や教育、性の多様性に対する理解の促進に取り組みます。

#### 主な施策

- 男女平等についての啓発の推進
- 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進
- 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進
- 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進
- 性教育に関する教育・啓発の推進

#### 用語の解説

■固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的に分けること。

例として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等の固定的な考え方で役割を決めることなど。

#### 基本目標2. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】

男女がともに、家庭と仕事、地域での生活を充実させることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をめざす必要があります。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて、固定的な性 別役割分担意識の解消や、育児・介護等をしながら働き続けることができる環境 づくりに取り組みます。

#### 主な施策

- 家庭生活における男女の共同責任の促進
- 働きやすい環境づくり

#### 基本目標3. 男女共同参画によるまちづくり【女性活躍推進計画】

あらゆる分野において男女共同参画を実現するためには、政策・方針決定の場への女性の参画を推進していく必要があります。また、地域活動や社会活動の場において、男女がともに活躍できる環境づくりも重要な視点となります。

審議会委員等への女性の参画の促進、町における女性職員の積極的な管理職への登用などを通して、男女共同参画によるまちづくりを推進します。

#### 主な施策

- 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進
- 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進
- 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進

#### 基本目標4. だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備

性別、年齢、障がいの有無、家庭環境等に関わらず、だれもが安心して暮らすことができる環境づくりは、男女共同参画社会の実現に向けた基盤となります。

人権尊重についての意識啓発や、生涯を通じた健康に対する支援、援助を必要とする人たちを地域で支える支援体制の充実に取り組み、一人ひとりが自分らしく健やかに暮らすことのできるまちづくりに努めます。

#### 主な施策

- 男女の人権に対する理解の促進
- 生涯を通じた健康に対する総合的な支援
- 援助を必要とする人たちへの自立支援
- ひとり親家庭の福祉の充実

#### 基本目標5. あらゆる暴力・ハラスメントの根絶【DV防止基本計画】

配偶者や交際相手など身近な者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス - DV)は、男女の経済力、社会的地位等の格差が存在するあらゆる場面において乱用されます。更にはSNSなどの普及などを背景に、若年層ではデート DVのように、暴力の形態が多様化している傾向があります。

あらゆる暴力・ハラスメントの根絶に向けて、意識啓発を行うとともに、被害者に対する継続的な相談支援と保護体制の整備に努めます。

#### 主な施策

- 配偶者等からの暴力(DV)への対策の充実
- セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実
- あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化
- 関係機関との連携

#### 用語の解説

#### ■仕事と生活の調和

(ワーク・ライフ・バランス)

国民一人ひとりがやりがいや充 実感を感じながら働き、仕事上の 責任を果たすとともに、家庭や地 域生活などにおいても、子育て 期、中高年期といった人生の各段 階に応じて多様な生き方が選択・ 実現できること。



#### ■ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

そのうち、恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」という。



